

平成25年4月 『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』の施行について

平成25年4月より、これまでの『障害者自立支援法』から『障害者総合支援法』に変更となりました。

○趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものです。

○概要

・基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げます。

・障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が加わります。

（治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働省が定める程度である者）

*詳しくは厚生労働省ホームページへ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sougo_ushien/